

広島県国公立幼稚園・こども園連盟会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は、広島県国公立幼稚園・こども園連盟（以下「会」という）と称する。
- 第2条 この会は、広島県国公立幼稚園・こども園の連絡提携、会員資質の向上を図り、幼児教育の進展と充実を期する事を以て目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 幼稚園・こども園の経営に関する事。
 2. 他団体との連絡提携に関する事。
 3. 幼児教育に必要な調査研究。
 4. 研究会、講習会等の開催。

第2章 会員及び組織

- 第4条 この会は、広島県国公立幼稚園・こども園に勤務する園長並びに教職員を以て組織する。
- 第5条 この会は、市町村単位の組織を母体として運営する。尚、運営を円滑にするため、園長部と研究部をおく。
- 園長部は、主として第3条の1. 2の事業、研究部は、第3条の3. 4の事業を行う。

第3章 役 員

- 第6条 この会に、次の役員をおく。
- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長（部長を兼務） 2名
 - (3) 理事 各市町村毎に1名 会長委嘱 若干名
 - (4) 代表理事 各地区毎に若干名
 - (5) 事務局 1名
 - (6) 会計監査 1名
- 第7条 会長、副会長及び代表理事は、理事会で互選する。
- 理事は、各市町村毎に1名、会長委嘱若干名を選出する。
- 事務局は、会長が委嘱する。
- 会計監査は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 第8条 会長は、この会を代表し、一切の会務を統理する。副会長は、各部の部長を以てこれにあて、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。理事は、理事会を構成し、この会の運営について審議する。
- 事務局は、会務を処理する。必要に応じて代表理事会を構成し、理事会にかえることができる。代表理事は、地域を考慮して理事会において互選する。
- 第9条 役員任期は2年とする。但し、重任、再任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会 議

- 第10条 総会は、年1回年度当初に会長が招集し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 議事は、出席者の過半数の賛成によって決定する。
- 総会は、理事会を以て代えることができる。

第11条 総会に付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 予算の議決及び決算の承認。
- (2) 会則の変更。
- (3) その他必要事項。

第12条 部会、理事会、代表理事会は、必要に応じ会長が招集する。

第5章 会 計

第13条 この会の運営は、会費及び補助金その他を以てこれにあてる。

この会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

6章 その他

第14条 本会則には、細則を設定することができる。

細則は、理事会において決定する。

付 則

本会則は、昭和32年5月20日から施行の規約を改正し、昭和56年6月24日施行する。

平成27年4月1日 一部改正

細 則

- ・会費は、年額1園当たり1,500円と、園児一人当たり70円あてとし、毎年6月末まで納付するものとする。
- ・会費年額は、昭和43年4月、昭和48年4月、昭和49年3月、昭和54年4月、昭和58年4月改正、現在に至る。
- ・平成2年9月7日会費年額1園当たり2,000円と、園児一人当たり100円に改正。
(平成3年4月より実施)
- ・平成5年5月11日会費年額1園当たり2,500円と、園児一人当たり120円に改正。
(平成6年4月より実施)
- ・本会に顧問をおくことができる。(平成6年5月より実施)
- ・平成8年5月14日 第9条を変更する。
- ・平成11年5月11日会費年額1園当たり3,000円と、園児一人当たり150円に改正。
- ・平成23年10月6日会費年額1園当たり4,000円と、園児一人当たり150円に改正。
(平成24年4月より実施)
- ・平成27年5月8日会費年額1園当たり6,000円と、園児一人当たり150円に改正。
(平成27年4月より実施)
- ・国公立幼稚園・こども園連盟関係の研究大会において、提案者及び発表者等の旅費については、協議の上、国公立幼稚園・こども園連盟から補助することとする。
(平成29年5月9日より実施)
- ・令和7年5月13日会費園児一人当たり200円に改正。(令和8年4月より実施)

<申し送り事項>

- ・副会長2名は、一人は役割分担による市町の持ち回り。一人は、広大附属幼稚園長が継続して副会長となる。